

台東区区民憲章策定区民会議 第3班

前回の議論に関する論点整理

0 台東区らしさについて

問屋街など買い物・飲食といった要素も追加すべき

- ・アメ横、合羽橋の道具街など特徴的な商店街・買い物場所は「台東区らしさ」として追加した方がよい。特に、浅草橋、合羽橋など問屋街は台東区の特性である。

1 区民憲章の対象となる「区民」の範囲について

行動主体としては住民が中心であるが、「区民」の範囲は狭めない

- ・区民憲章では、「区民」を明確に定義する必要はない。
- ・行動主体としての「区民」を考えた場合「住民」が中心となることは間違いないが、「在勤者」「来街者」等、多様な主体が行動主体になることも想定されるため「区民」の範囲は限定することなく幅広く捉えて議論を進めていくこととする。

2 総合計画・自治基本条例・都市宣言との違いについて

- ・区民憲章と、総合計画、自治基本条例、都市宣言との違いを十分に認識した上で、今後の議論を進めていくこととする。

3 実践活動について

具体的な実践活動を踏まえた区民憲章とすべき

- ・憲章本文には、具体的な実践内容を明記することは難しいので、半永久的な本文とは別に、定期的に見直し可能な実践内容を検討すべき。

官民一体となった区民憲章の普及・啓発が必要

- ・実践活動の推進主体は誰が担うのか、行政の支援はどの程度あるのか、立ち上げはどのような形で行うのかなどの課題がある。官民一体となった取り組みが台東区の特性として打ち出すことも想定される。

町会単位の普及・啓発には効果を高めるための工夫が必要

- ・町会によって集まる年代層、議題・活動内容が全く異なる。官民一体となった推進委員会を組成して、各町会を回ってPRしてはどうか。区民憲章は堅苦しいルールではなくわかりやすい表現で作成し、区民にPRしやすいものにした方がよい。

区民憲章を区民共通のものにするための仕組み作りが重要

- ・区民の意見を十分に取入れた憲章にした方がよい。区民共通のものにするための仕組み作りが重要。(議論の経過をHPに掲載、定期的な作文コンクールの実施など)

